

環境基準等

(1)水質汚濁に係る基準

人の健康の保護に関する環境基準

(単位:mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下
六価クロム	0.05以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下
ヒ素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チラウム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	ジマジン(CAT)	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ(ベンチオカルブ)	0.02以下
トリクロロエチレン	0.03以下	ベンゼン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	セレン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	ほう素	1以下
ジクロロメタン	0.02以下	フッ素	0.8以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

(注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

全窒素・全りん環境基準

(単位:mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
Ⅱ 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河川数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	(イ) -5 (ロ) -1 (ハ) -5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水浴 およびB以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	(イ) -7 (ハ) -5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級およびC 以下の欄に挙げるもの(水 産3級、工業用水1~3 級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	(イ) -1 (ハ) -1

(注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

水生生物の保全に係る環境基準

類 型	基準値(単位:mg/L)		達成期間
	全亜鉛		
生物、生物特A、生物B、生物特B	0.03以下		北湖, 北湖(1), 北湖(2), 北湖(3) 南湖, 南湖(1), 瀬田川 (イ)直ちに達成

(基準値は、年平均値)

要監視項目に係る指針値

項目	指針値
ニッケル	—
モリブデン	0.07以下
アンチモン	0.02以下
クロロホルム	0.06以下
tr-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.2以下
イソキサチオン	0.008以下
ダイアジノン	0.005以下
フェントロチオン	0.003以下
イソプロチラオン	0.04以下
オキシ銅	0.04以下
クロロタロニル	0.05以下

(単位:mg/L)

項目	指針値
プロミザミド	0.008以下
EPN	0.006以下
ジクロロボス	0.008以下
フェノカルブ	0.03以下
イプロベンホス	0.008以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6以下
キシレン	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下
エピクロロヒドリン	0.0004以下
1,4-ジオキサン	0.05以下
全マンガン	0.2以下
ウラン	0.002以下

水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値(mg/L)		
		クロロフォルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位:mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒(ひ)素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

有害物質に係る排水基準

(単位:mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例(上乘せ条例)	(参考)※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.1
シアン化合物	0.1	1
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒(ひ)素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10
ふっ素及びその化合物	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5

生活環境項目で業種共通のものに係る排水基準

(単位: 水素イオン濃度および大腸菌群数を除きmg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例(上乗せ条例)	(参考)※水質汚濁防止法
水素イオン濃度 (pH)	6.0~8.5	5.8~8.6
ノルマンヘキサン (鉱油類含有量)	5	5
抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	20	30
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	2
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
大腸菌群数	3000個/ml	3000個/ml
アンチモン含有量	0.05	-
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		-

備考

1. この表に掲げる排水基準は日平均排水量10m³以上の特定事業場について適用する。
2. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。

BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

① BOD、COD、SSに係る基準

(単位:mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS	
		既設	新設	既設	新設		
製 造 業	食料品 製造業	10~30	100	60	100	60	90
		30~50	70	50	70	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10~30	80	60	80	60	90
		30~50	60	50	60	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	40	30	40	30	90
		50~1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	50	40	50	40	90
		50~1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
その他の 製造業	10~30	70	40	70	40	90	
	30~50	40	30	40	30	90	
	50~1000	30	20	30	20	70	
	1000以上	20	15	20	15	70	
その 他の 業種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	10人以上かつ し尿 浄化槽	51人~100人	60	20	60	20	60
		101人~200人	30	20	30	20	60
		201人~500人	30	20	30	20	60
		501人以上	20	20	20	20	60
	その他の 事業所	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
1000以上		40	30	40	30	70	

② 窒素、りんに係る基準

(単位:mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
食料品 製造業	10~30	40	30	8	2
	30~50	25	20	4	2
	50~1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
弁当 製造業	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10~30	40	30	6	2
	30~50	15	12	2	1.2
	50~1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10~30	20	15	5	2
	30~50	12	10	2	1.2
	50~1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業	10~30	20	15	5	2
	30~50	20	15	2	1.2
	50~1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業	10~30	40	20	2	2
	30~50	15	12	1.5	1
	50~1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10~3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
10人以上かつ し尿 浄化槽	51人~100人	60	45	8	6
	101人~200人	60	40	8	5
	201人~500人	60	40	8	5
	501人以上	25	20	5	5
その他の 事業所	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

備考 基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。

※ サービス業に係るものに適用される基準

水浴上の水質判定基準

① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」および「水質A」であるものを「適」、「水質B」および「水質C」であるものを「可」とする。

- 各項目が全てが「水質AA」以上である水浴場を「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
- 各項目が全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」（水質が良好な水浴場）とする。
- 各項目が全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- これら以外のものを「水質C」とする。

区分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C	1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質B」または「水質C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

(2) 大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 (NO ₂) ※1	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) ※3	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント ※2	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう (SO ₂) ※3	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO) ※3	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ※3	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン ※4	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン ※4	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

平成21年9月9日に環境基準が設定された。

4. ※1：長期的評価（年間）のもの

※2：短期的評価（条件どおり）のもの

※3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの

※4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの

※5：ダイオキシン類に係る環境基準

光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

(3)騒音・振動に係る基準

騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 (昼/6:00~22:00) (夜/22:00~6:00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼/夜)
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下:15m/2車線超:20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

特定工場において発生する騒音の規制基準

区 域	時間帯			
	朝 午前6時～午前8時	昼 午前8時～午後6時	夕 午後6時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	65dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	70dB	60dB

注)第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

特定工場において発生する振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域		60dB	55dB
第2種区域	(Ⅰ)	65dB	60dB
	(Ⅱ)	70dB	65dB

注1) 第2種区域(Ⅰ)および(Ⅱ)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館および特別養護老人ホームの敷地周囲50メートルの区域における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

注2) 第1種区域に接する第2種区域(Ⅱ)における当該境界線より15メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業		くい打機等を用いる作業	びょう打機を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	コンクリートプラント等を用いる作業	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを用いる作業
規制種別	地域区分						
基準値	①②	85dB					
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと					
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと					
1日あたりの作業時間※	①	10時間を超えないこと					
	②	14時間を超えないこと					
作業期間	①②	連続6日を超えないこと					
作業日	①②	日曜日その他の休日ではないこと					

(1) 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

(2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。

(3) 上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	1号区域	特定工場等の騒音に係る第1種、第2種、第3種区域の全域および第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80メートルの区域内
②	2号区域	特定工場の騒音に係る指定地域のうち上記を除く区域

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域 第2号区域	
75dB	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日間以内	日曜・休日以外

注(1) 第1号区域：工場・事業場関係の区域区分のうち、

① 第1種区域および第2種区域(Ⅰ)

② 第2種区域(Ⅱ)のうち、学校、保育所、図書館、病院、診療所および特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

注(2) 第2号区域：指定地域のうち(1)に掲げる区域以外の区域

自動車騒音に係る要請限度

	区域の区分	昼間 午前6時 ～午後10時	夜間 午後10時 ～午前6時
1	a区域およびb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65db	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70db	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域および c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

※a～c区域は騒音の環境基準の地域類型A～C類型をそれぞれ適用

道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域		65dB	60dB
第2種区域	(I)	70dB	65dB
	(II)		

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70dB以下	Iをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
II	75dB以下	IIをあてはめる地域：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4)ダイオキシン類に係る基準

項目	基準値
大気環境基準	0.6pg-TEQ/m ³
水質環境基準	1pg-TEQ/L
底質環境基準	150pg-TEQ/g
土壌環境基準	1,000pg-TEQ/g

- 備考
1. 大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。
 2. 土壌環境基準は、1回の測定結果を持って評価する。
 3. 土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は150pg-TEQ/gである。

滋賀県環境審議会の審議状況(平成23年度)

審議会名	開催年月日	審議内容
総会	平成23年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会各部会の活動概要について(報告) ・第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について(諮問)
環境企画部会	平成23年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について ・滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理の考え方について
温暖化対策部会	平成23年6月23日	・地球温暖化対策に係る世界や国の動向等について
	平成23年8月5日	・「(仮称)滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の基本フレーム(案)について
	平成23年11月11日	・「(仮称)滋賀県低炭素社会づくり推進計画」(素案)について
	平成24年1月6日	・「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」(答申案)について
	平成24年1月12日	・環境審議会会長から知事へ答申
水・土壌・大気部会	平成23年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度公共用水域水質測定結果について(報告) ・平成22年度大気汚染状況測定結果について(報告) ・光化学スモッグについて(報告)
	平成23年8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画関連事業の実績について ・第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の評価と第6期に向けた課題について
	平成23年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(素案)について ・滋賀県公害防止条例等の改正について
	平成23年11月18日	・第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(答申案)について
	平成24年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度公共用水域・地下水水質測定計画について(審議) ・平成23年度地下水水質測定結果について(報告) ・第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画について(報告)
廃棄物部会	平成23年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画について(審議) ・大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について(報告) ・第三次滋賀県廃棄物処理計画の策定について(報告) ・第二次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について(報告)
	平成23年12月20日	・旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画について(審議)
自然環境部会	平成23年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第11次鳥獣保護事業計画および特定鳥獣保護管理計画(シカ、サル、クマ)の策定について ・生育・生息地保護区の指定について
	平成24年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について ・自然再生施設事業(琵琶湖ヨシ群落自然再生事業)について
温泉部会	審議案件なし	
※琵琶湖総合保全部会	審議案件なし	

※滋賀県環境審議会議事運営要領第4条第3項の規定により設置した臨時部会(平成22年6月1日～平成24年5月31日)平成24年6月1日より、同要領第4条第1項において常設部会として新たに設置

審議会等委員名簿(敬称略・五十音順)

(1) 滋賀県環境審議会

(任期:平成24年6月1日～平成26年5月31日)

氏名	主 な 職	部会割						備考
		環境企画	温暖化対策	水・土壌・大気	廃棄物	自然環境	温泉	
猪飼 剛	社団法人滋賀県医師会副会長			○	○			
生駒 哲造	公益社団法人滋賀県獣医師会					○		
上田 薫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会監事	○						
占部 武生	龍谷大学理工学部教授	○			○			副会長
岡田 登美男	滋賀県野鳥の会会長					○	○	
小栗 邦夫	近畿農政局長		○	○			○	
小畑 正明	京都大学名誉教授					○		
笠原 三紀夫	京都大学名誉教授	○	○	○	○			
上総 周平	近畿地方整備局長		○	○	○		○	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授			○	○		○	
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授		○	○	○			
金子 博美	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合(おごと温泉旅館協同組合専務理事)					○		
亀田 哲郎	滋賀森林管理署長		○	○		○	○	
河瀬 玲奈	京都大学大学院工学研究科助教		○				○	
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表	○	○			○	○	
桑野 園子	大阪大学名誉教授			○	○			
高坂 雄三	社団法人滋賀県建設業協会専務理事				○			
小林 利典	近畿経済産業局長		○	○	○		○	
作見 壽	(公募委員)		○	○				
薩摩 かなえ	(公募委員)	○					○	
佐山 浩	近畿地方環境事務所長	○		○	○	○		
芝原 茂樹	社団法人滋賀県産業廃棄物協会理事				○			
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授	○		○				
須藤 明子	日本イヌワシ研究会事務局長					○		
高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授	○	○				○	
辻 村 琴美	滋賀経済団体連合会(一般社団法人滋賀経済産業協会)		○				○	
鳥塚 五十三	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長			○			○	
中 睦	弁護士					○		
中西 長嗣	滋賀県農業会議常任議員・監査委員			○			○	
西川 喜代治	滋賀県市長会副会長(高島市長)	○	○		○			
西田 咲子	滋賀県地域女性団体連合会常任理事	○		○			○	
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授			○		○		
西野 麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授	○				○	○	
濱崎 元彌	社団法人滋賀県猟友会会長					○	○	
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師					○	○	
藤井 滋穂	京都大学大学院地球環境学堂教授	○		○			○	
藤澤 直広	滋賀県町村会副会長(日野町長)	○			○		○	
本多 友美子	(公募委員)	○	○					
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	○				○		
松山 正己	滋賀県森林組合連合会代表理事会長					○	○	
森澤 眞輔	京都大学iPS細胞研究所所長補佐・特定拠点教授	○						会長
諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授	○	○		○			
谷内 茂雄	京都大学生態学研究センター准教授		○				○	
山川 正信	大阪教育大学教育学部教授					○		
吉積 巳貴	京都大学大学院地球環境学堂助教	○						
45名		18	15	17	14	12	6	19

(平成24年7月17日現在)

(2) 滋賀の環境自治を推進する委員会

(任期:平成23年7月25日から平成26年7月24日)

氏名	役職名等	備考
遠藤 幸太郎	弁護士	委員長職務代理者
島田 禮介	弁護士、元名古屋高等裁判所長官	委員長
清水 礼子	大津家庭裁判所調停委員	
宗宮 功	京都大学名誉教授、龍谷大学名誉教授	
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	

平成24年8月31日現在

(3) 滋賀県環境影響評価審査会

(任期:平成23年3月1日から平成26年2月28日)

氏名	役職名等	備考
浅見 佳世	株式会社 里と水辺研究所取締役	
占部 武生	龍谷大学理工学部教授	会長
奥村 晃代	草津市草津宿街道交流館調査員	
定森 秀夫	滋賀県立大学人間文化学部教授	
諏訪 浩	東京大学空間情報科学研究センター 客員研究員	副会長
鳥居 春己	奈良教育大学自然環境教育センター 教授	
樋口 能士	立命館大学理工学部准教授	
藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授	
松井 利仁	京都大学大学院工学研究科准教授	
山崎 亨	アジア猛禽類ネットワーク会長	
遊磨 正秀	龍谷大学理工学部教授	
和田 桂子	(財)琵琶湖・淀川水質保全機構 琵琶湖・淀川水質浄化研究所 次長 兼 技術開発部長	

平成24年10月1日現在

(4) 滋賀県ヨシ群落保全審議会

(任期:平成23年7月10日～平成25年7月9日)

氏名	役職名等	備考
池見 喜八郎	大津市雄琴学区自治連合会会長	
石津 文雄	針江生水の郷委員会	
植田 潤	日本野鳥の会滋賀支部保護研究部長	
大野 朋子	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教	
金子 有子	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター専門研究員	
佐々木 弘二	独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	
佐野 静代	同志社大学文学部文化史学科准教授	
田井中 敏夫	ヨシ業者代表	
竹田 正彦	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	
田中 信弘	伊庭内湖の自然を守る会	
鳥塚 五十三	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	
橋川 渉	草津市長	
藤田 アニコ	公募委員	
目野 美輝代	公募委員	
森本 幸裕	京都学園大学バイオ環境学部教授	会長

平成24年4月1日現在

(5) 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

(任期:平成22年12月19日～平成24年12月18日)

氏名	役職名等	備考
相 阪 滋	滋賀県小型船協会理事	
東 幸 代	滋賀県立大学人間文化学部准教授	
今 井 尚 美	びわ湖放送株式会社 報道制作局次長	
小 田 一 朗	滋賀県釣り団体協議会事務局長	
須 藤 陽 子	立命館大学法学部教授	
高 田 昌 彦	琵琶湖を戻す会代表	
高 橋 さ ち 子	龍谷大学非常勤講師	
田 淵 比 早 子	日本ジェットスキー協会オフィシャルスタッフ	
釣 谷 康	社団法人 日本舟艇工業会専務理事	
中 野 栄 美 子	公募委員	
新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長	会 長
西 川 喜 代 治	高島市長	
古 川 宗 寿	NPO法人 瀬田漕艇倶楽部監事	
阪 東 太 郎	公募委員	
望 月 幸 三	滋賀県漁業協同組合連合会副会長	

平成22年12月9日現在

(6) 滋賀県景観審議会

(任期:平成21年10月1日～平成24年9月30日)

氏名	役職名等	備考
小 浦 久 子	大阪大学大学院工学研究科准教授	
柴 山 直 子	柴山建築研究所代表取締役	
外 園 勝	公募委員	
竹 中 仁 美	滋賀県商工会女性部連合会会長	
立 岡 功 次	公募委員	
中 嶋 節 子	京都大学大学院人間・環境学研究科准教授	
西 本 柳 枝	旅行作家	
平 林 隆	滋賀県警察本部	
福 山 聖 子	画 家	
藤 田 保	滋賀県広告美術協同組合副理事長	
藤 本 英 子	京都市立芸術大学美術学部教授	
村 上 修 一	滋賀県立大学環境科学部准教授	
村 上 弘	立命館大学法学部教授	
山 崎 正 史	立命館大学理工学部教授	会 長
山 本 勝 義	公益社団法人 滋賀県建築士会会長	

平成24年4月1日現在

(7) 滋賀県森林審議会

(任期:平成23年12月1日～平成25年11月30日)

氏名	役職名等	備考
浅香 剛	NPO・ボランティア	
浦田 和栄	林研グループ女性部長	
加藤 みゆき	公募委員	
亀田 哲郎	滋賀森林管理署長	
河島 明美	建築士	
久保 久良	滋賀県林業協会前理事(多賀町長)	
坂野 上なお	京都大学助教	
須藤 明子	獣医師	
中西 和子	公募委員	
中本 清治	指導林家	
野瀬 宇一郎	滋賀県木材協会会長	
松山 正己	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	
宮浦 富保	龍谷大学教授	
山田 喜久男	木材流通業(甲賀林材株式会社専務取締役)	
吉田 昌之	京都大学名誉教授	会長

平成23年12月1日現在

(8) 滋賀県公害審査会

(任期:平成21年11月1日から平成24年10月31日)

氏名	役職名等	備考
荒川 葉子	弁護士	
遠藤 幸太郎	弁護士	会長
川端 和子	株式会社 ダイゴ 代表取締役	
坂口 康一	社団法人 滋賀経済産業協会会長	
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授	
辻村 照代	滋賀医科大学医学部講師	
樋口 能士	立命館大学理工学部准教授	
細田 光藏	医師	
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授	
吉田 和宏	弁護士	

平成24年10月31日現在

